

## 第6回 八尾市廃棄物減量等推進審議会 議事録

【日 時】平成25年9月4日（水）午前10時00分～

【場 所】八尾市役所 本館8階 第2委員会室

【出席委員】福岡会長、花嶋副会長、角柿委員、中浜委員、吉川(博)委員、小松委員、山下委員、大本委員、辻井委員、中野委員、榊井委員、木原委員、西田委員、柳谷委員、高山委員、大西委員、北山委員、桶谷委員、土井委員、山本委員、笠原委員、前田委員

【欠席委員】吉川(正)委員、林委員、森本委員、中西委員

【事務局】村上経済環境部長

益井次長兼資源循環課長、西野課長補佐、安藝係長（以上、資源循環課）

平尾環境保全課長、吉田環境事業課長、一ノ本環境施設課長

### 1. 開会挨拶（事務局）

### 2. 配付資料の確認（事務局）

- ・第6回八尾市廃棄物減量等推進審議会 次第
- ・第6回八尾市廃棄物減量等推進審議会 配席図
- ・第6回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料（No.11）

### 3. 案件

八尾市における有料化の方向性について【資料No.11】

- （1） 前回の審議会での議論を踏まえた論点整理 1 ページ
- （2） 本市における収集ごみ等の状況 2 ページ～
- （3） 新たな共同処理と関係市の状況 4 ページ～
- （4） 本市の指定袋制度 9 ページ～
- （5） 家庭ごみの有料化の仕組みの比較（単純従量制・超過量従量制）11 ページ～

### 4. 議事

#### ○資料説明（事務局）

資料No.11に基づいてご説明します。まず、前回の審議会での議論を踏まえた論点整理について。

前回の審議会での主な意見集約として、有料化の前提であった、近い将来に八尾市自前の焼却工場を建設しなければならないという状況から、一部事務組合の設立による広域処理という方向に進んでいます。これまで建替えのための財源を確保するという観点から有料化の議論を進めてきましたが、1枚目から有料とするのではなく、一定量を超えた分から有料とするべきではないかという意見がありました。

指定袋制度の運用をはじめとして、町会との関わりは密接不可分であり、有料化の導入にあたっては町会との関わりが希薄にならないように配慮する必要があります。

一部事務組合の件と関連づけるのではなく、財政的な問題なども踏まえて今後のごみ処理のあり

方を検討すべきである等のご意見をいただいたわけですが、みなさまの共通認識として、前期審議会での議論やこれまでの審議会での議論等から、本市も家庭ごみの有料化を実施する必要があり、ごみを多量に排出する市民とごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民のギャップがあると思われま

す。指定袋の配付のあり方（配付枚数や配付方法）については、単なる有料化に留まるのではなく「八尾方式」による制度構築を図る必要があります。これは町会との連携を含めたということです。以上のような共通認識があると思われま

す。今後の検討項目については、有料化の対象（どこまでの範囲を有料化の対象とするのか）、手数料の料金体系を単純従量制とするか超過量有料制とするのか、町会との関わりについて町会との連携を今後どのように図るのか、手数料の設定と数量をいくりに設定するのか、また、指定ごみ袋等の種類などが挙げられます。

有料化に際しての留意事項としては、収入の使途を今後検討していく必要があるというところで

す。次に、資料の2ページ、本市における収集ごみ等の状況について。こちらは平成18年から平成24年までの八尾市の年度別ごみ収集量・処理量の推移について、グラフおよび表に示しています。家庭系ごみ、事業系ごみ、臨時・不法投棄の3つに分けて表を作っています。家庭系ごみについては年々減ってきています。事業系ごみについても減量の幅が大きく、事業系ごみの減量が、市全体のごみ減量にかなり貢献しているのではないかと考えております。家庭系ごみも減っていますが、減量幅は事業系ごみが大きい状況です。

次に3ページ、【参考3】は、人口1人当たりにおきかえた家庭系ごみ、事業系ごみ、臨時・不法投棄の排出量の推移です。こちらもグラフの推移については同じですが、家庭系ごみと事業系ごみでは、当然、家庭系ごみ排出量の方が多く、一人当たりの排出量については、全体として813.6gとなっています。

次に資料4ページ、「3. 新たな共同処理と関係市の状況」について。これは前回の審議会の中でもお話がありましたとおり（仮称）大阪市、松原市、八尾市環境施設組合の設立に向けた協議で、現在の処理体制が大阪市・八尾両市の行政協定に基づき、本市が無償譲渡した用地に大阪市がごみ焼却施設を建設し、昭和41年度から大阪市の管理・運営のもとに両市のごみを日量450t焼却してきました。しかし、増大する可燃ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、平成3年12月から建替え工事を行い、平成7年3月末に完成、4月1日から本格稼働しています。八尾市の可燃ごみは、1t当たり14,200円の焼却委託料を大阪市に支払うことで、処理されているのが現在の状況です。ごみの減量化や経済情勢の変化など、大阪市を取り巻く環境が激変したことにより、共同処理のあり方についての協議を重ねてきた結果、新たなごみの共同処理体制の構築に向けた協議として、大阪府域といった狭い範囲にとらわれず、市域を超えて広範囲で実施した方が多くの面で合理性があるとの観点から、大阪市において平成24年4月に「ごみ焼却工場の整備・配置計画」の再検討がなされました。その結果、ごみ焼却処理を広域事業と位置づけ、当面はその範囲を「大阪府ごみ処理広域化計画」という「大阪ブロック（大阪市および八尾市・松原市によって構成される）」とし、将来的には更なる広域化を図ることで効率的なごみ処理に発展させることや現在の9工場を6工場稼働体制にすることなどの方向性が示されました。広域連合の推進に伴っての効果として、将来にわたって、効率的・効果的なごみの焼却処理体制の確保につながることで、複数の焼却工場の稼働体制により、

緊急時の弾力的な処理体制を確保するとともに、ごみ量の変動にも対応することが可能となることが挙げられます。一部事務組合処理体制を実施することによる弾力的な運営が可能になるということです。それに伴って、構成市が運営への参画等、ごみの処理の負担と責任を公平に負う体制への転換ということで、運営には当然負担が伴うという形になりますが、各構成市から排出されるごみの処理量を基本とした負担という形が基本になります。各構成団体が負担割合等に基づき負担、将来における焼却処理場の整備事業費についても、構成市が負担することになります。ということは当然排出量に応じて負担の割合が変わってきますので、八尾市については、さらなるごみの減量・資源化が一部事務組合に参画した中での負担の軽減につながっていくということになります。

次に5ページをご覧ください。【参考5】大阪市、八尾市、松原市における、平成14年から平成23年までの3市の焼却量の推移が示されています。グラフで見ていただきますとおり、圧倒的に大阪市の焼却処理量が多い状況です。割合でいいますと、大阪市が92%、八尾市が6%、松原市が2%です。次に【参考6】大阪市におけるごみ排出量の推移(1人1日あたり排出量)をご覧ください。八尾市は事業系ごみより家庭系ごみが多いという状況ですが、大阪市は家庭系ごみより事業系ごみの排出量が多く、事業系が6割、生活系が4割を占めるという状況です。しかし、大阪市はマンション等の家庭系ごみが一部事業系ごみとして収集されているという実態があるということで、そこも踏まえ、数値を調整すると、事業系ごみが52%、家庭系ごみが48%と、ほぼ半々の割合になります。

次に6ページをご覧ください。【参考7】こちらは八尾市におけるごみの排出量の推移です。八尾市においては、生活系ごみが70%、事業系ごみが30%と、大阪市に比べますと生活系ごみが圧倒的に多い状況となっております。それから、【参考8】こちらは松原市におけるごみの排出量の推移です。こちらでもグラフで表していますとおり、生活系ごみが71%、事業系ごみが29%と家庭系ごみが圧倒的に多く、八尾市と松原市は同じような状況となっております。次に【参考9】これは3市の人口規模を表しており、【参考10】では事業所数の比較を表しています。

先ほど大阪市は事業系ごみが多いという話でしたが、大阪市は人口も多いですが、事業所も多いため、大阪市内のオフィス等から紙ごみが大量にでることが事業系ごみが増える原因と考えられます。人口規模、事業所数共を比較すると圧倒的に大阪市が多い状況です。

次に7ページ、【参考11】に3市間の生活系ごみ排出量の比較を表しています。こちら大阪市、八尾市、松原市のそれぞれの生活系ごみの一人一日当たりの排出量を計算したものです。大阪市においては454g/人/日、八尾市517g/人/日、松原市496g/人/日となっております。マンションごみについては、大阪市は生活系ごみに含まれていませんので、マンションごみの割合を1割と仮定して計算し直すと、大阪市については530g/人/日、八尾市517g/人/日、松原市496g/人/日となります。当然、八尾市、松原市でもマンションごみが事業系ごみとして排出されているという可能性もありますが、未調査ということでこの資料には反映していません。もしも大阪市と同じような割合で10%程度積み上げられたという形になると、八尾市541g/人/日、松原市515g/人/日となり、大阪市と近い数値になると考えられます。

次に【参考12】大阪市における資源化可能な紙類の見込みです。大阪市においては、本年10月から紙ごみについては焼却工場に搬入禁止という形で、協力を求められています。市内においてはすでに紙ごみの分別収集が始まっています。大阪市におけるごみの組成分析の資料です。家庭系ごみ量が平成22年度実績で44.3万t、そのうち資源化可燃な紙類の比率が11.58%、組成量約5.1万tとなります。これが資源化の可能性のある数値ということです。10月以降分別収集していくことに

なると、もし仮に分別収集量が8割を達成した場合、約4.1万tの減量効果が見込まれるということになります。事業系ごみについては、資源化可能な紙類、組成率21.4%、組成量8.3万tとなり、焼却工場への搬入禁止対象物の8割が達成された場合、約6.7万tの資源化効果が見込まれると試算しています。この2つを合わせると約10.8万tの減量・資源化の効果が見込めると大阪市では試算しています。大阪市は実際に紙ごみの分別収集、事業系ごみについては紙ごみの搬入禁止を進めていますので、こちらが達成されますと、大阪市の減量はさらに進むということになります。

次に8ページをご覧ください。【参考13】各市の減量と負担割合の試算です。基準年平成23年度で、大阪市が91.4%、八尾市が6.1%、松原市が2.5%の割合となっています。もし仮に、大阪市が10%減量した場合は、負担割合が大きく変わってきまして、大阪市の負担割合が91.4%から90.5%に、八尾市が6.1%から6.7%に、松原市が2.5%から2.8%という割合になります。これを金額に置き換えますと、大阪市は約1億4千万円の削減、八尾市で9,600万円の負担、松原市は4,800万円の負担となります。大阪市は減量に力を入れ、八尾市は現状のままということになりますと、大阪市の1割の減量効果で、八尾市はこれだけの負担を受けるということになります。もし、仮に八尾市が10%減量した場合、大阪市、松原市にその負担がかかることとなりますので、八尾市の負担が減り、大阪市、松原市の負担が増えることとなります。ちなみに大阪市が、仮に20%のごみ削減を達成した場合、大阪市は3億円の削減効果、八尾市は約2億円の負担増ということになりますので、大阪市の減量が今後八尾市に影響があるということです。

各市の排出状況を踏まえての今後の方向性ということですが、大阪市においては事業系ごみの割合が大きいということで事業系ごみ削減の余地があります。生活系ごみを見る限りでは、各市とも大差がない分、減量の取り組みが負担に直結します。大阪市は「事業系ごみの減量・資源化」に取り組む余地がある分、八尾市は「生活系ごみの減量・資源化」が共同処理の枠組みにおける将来負担の多寡に関わってきます。

これらを踏まえまして、一部事務組合によるごみの焼却処理であっても、建設費にかかる八尾市の負担そのものが不要になったわけではなく、一部事務組合に加入する以上は将来にわたって負担していく必要があります。

焼却工場が立地する地元の負担軽減について、八尾市民全体で取り組んでいく必要があります。

ごみ処理の現状や減量・リサイクル等に対する市民意識の向上が必要であります。

○会長

数字がたくさん出ているので、特に2ページ以降でわからなかったこと、確認したいことありましたら質問を受けたい。

○委員

8ページ、大阪市が10%削減した場合、20%削減した場合、2パターンを表について質問。

大阪市、松原市で削減できる可能性が大きい小さいかによって八尾市の負担が増えるかどうか変わってくる。現在、大阪市、松原市がどれくらい削減できる可能性があるか把握はされているのか。

○事務局

どれくらい削減できる可能性があるかは把握していませんが、先ほど申し上げた通り、大阪市においては紙ごみの分別収集を実施しておりますし、事業系の紙ごみについても搬入禁止という形で資源化に向けて取り組んでいます。7ページのグラフにもありますように、分別収集が達成された

ら 10 万 t 以上の削減効果が見込まれるということなので、大阪市におきましては事業系が大半を占めていたので削減の余地があります。八尾市、松原市では事業系ごみより家庭系ごみの割合が多い状況です。八尾市では事業系ごみの削減はかなり進んでいるので、今後、のびしろとしては家庭系ごみの方が大きく、家庭系ごみの減量がひとつのキーポイントになってくるのではないかと考えられます。もし仮に大阪市が 10%削減した場合どうなるかというシュミレーションしただけですので、大阪市が 10%削減できる見込みがどれくらいあるかは、把握できていない状況です。

○委員

大阪市が削減したら八尾市の負担が増える、八尾市が削減したら大阪市の負担が増える。競争の原理が働いているように思う。

○会長

質問の時間を先にとり、ご意見は資料説明が終わってからお願いしたい。

○委員

2 ページの表について質問したい。八尾市における事業系ごみ収集量が、平成 18 年から平成 24 年にかけて 33,754 t から 23,254 t に大きく減っている。これは不況で事業所数が減っているのか、または事業所が八尾市のキャンペーンで努力されて減っているのか、教えていただきたい。

もう一点、7 ページ、【参考 12】大阪市における資源化可能な紙類の見込みのごみ組成率について分析されていますが、どのような方式で調査されたのか。私は、以前の職場で大阪市の環境局から調査を依頼されてごみ量について報告したことがある。しかし、正直に言うと本当のことは全然わからなかった。この数値は市からの資料に基づいてされたのか、実際に調査したのか。

○事務局

事業系ごみが減っているのは、平成 18 年の 6 月から収集運搬許可制度を導入した頃からです。許可制の導入に伴って展開検査を続けてきました。不適正な排出を指導したので、より適性なごみになって減量してきていると認識しています。もう一点、7 ページの大阪市における紙ごみの見込みですが、これは大阪市の資料をそのまま転載しているもので、実際どのような調査をされているかはわかりません。ただ、組成分析ということで家庭系 11.5%、事業系 21.4%という組成率を用いていますので、サンプリングをして率を出してそれにごみ量を掛けているのではないかと思います。八尾市も組成分析をしているので、多分同じやり方をされていると思います。大阪市の目標に対して 8 割は協力してもらえるとということで、このトン数を出されていると思います。あくまでも目標なので、それが正しいかどうかではなく、大阪市としてこの方向を目指していくという決意表明と思っています。

○会長

今の事務局の 7 ページに関する説明だが、大阪市の調査は、事業所を何軒か、業種ごとに大阪市内から 10 か所なりを選び、それを調べて平均値を取ったものである。実際にごみ袋を開けて展開調査をした。現在できる範囲でのかなり緻密な調査をしている。2 ページ、ごみ量の推移の件。一般廃棄物に混ざっていた不適正な廃棄物がはずれた影響が大きいという事務局のお話だった。不況の影響も多少はあったかと思う。

○委員

5 ページ、大阪市のマンションごみは一部許可業者が収集をしているということ。八尾市では生活系ごみだと思うが、どうして事業系ごみに分別されるのかお聞きしたい。

#### ○事務局

市は、一般家庭から排出されるごみを収集している状況です。マンションのごみも基本的には収集しています。大阪市は戸数が多いので、1つのマンションを管理会社が管理している賃貸マンションであれば、事業系ごみとして許可業者と契約し、管理経費から費用を出しているという実態もあるので、事業系に混在しているということが考えられます。八尾市では基本的には、マンションごみも一般廃棄物として収集していると考えています。賃貸マンションとかで一部事業系ごみに混在しているという可能性もあるということで資料を提出していただいています。

#### ○会長

大阪市は、許可業者にマンションごみを収集することを認めていて、その分大阪市が収集するルートからはずしている。制度的にそうしているということ。毎日排出したいというマンション住民の要望や、学生マンションでは出し方が悪いところは許可業者が集めるということになっている。八尾市は現在、制度として認めていない。その辺は違うが、一部は許可業者が集めているところもあるということなのか。

#### ○事務局

基本は、マンションのごみも家庭系ごみで、市が収集すべきものと認識しています。

#### ○資料説明（事務局）

9ページ、本市の指定袋制度についてご説明させていただきます。本市の指定袋制度については、市から指定袋を配付し、指定袋によって排出していただくという制です。基本セットに必要最低限のセット数があり、世帯人数によって可燃の袋を追加で渡す仕組みになっています。関係経費については年間1億から1億2千万です。【参考15】指定ごみ袋配付数と排出状況との比較について、前回は提示しましたが、世帯人数ごとの配付枚数と排出状況の比較で、八尾市の世帯人数は110,705世帯、配付対象世帯人数は294,000人。八尾市の人口が約27万人に対して、世帯人数が29万人で増えているのではないかとご指摘がありました。こちらにつきましては、住民基本台帳システムとリンクしておりませんので、必ずしも一致するものではありません。例えば住民基本台帳に載っていない学生さんが住民票を移さずに八尾市に転入されている場合は、数字は全く反映されません。あくまで本人からの申し出によってお渡しさせていただくということなので、八尾市のシステムとしては把握していますが、住民基本台帳とリンクできていないという状況です。可燃ごみについては1,300万枚程度配付しています。それぞれ組成分析から推定した排出枚数については約1,100万枚、排出率は86.1%、返却率が3.6%ということで排出量に対して返却率が少ないということで、八尾市のごみ袋が各世帯で余っているという状況が見えてきます。複雑、埋立、資源、容器包装プラスチック、ペットボトルとそれぞれ適正に排出していただいているということになってきていると思います。それぞれ排出率、返却率をお示ししております。袋については市民の方が使用される枚数の多寡はありますが、埋立、資源については排出率が低く返却率も低いことから、それだけ袋が余っている状況が資料から見てとれると思います。

【参考16】八尾市における人口・世帯の推移について。人口については減少傾向にあるものの、世帯は増加傾向にあるというのが最近の状況です。次に資料10ページ、【参考17】世帯人員と1人1日当たりのごみ排出量の関係について。これは他市の状況ですが1人当たりの排出量が世帯人数によって平均値が変わってくるという資料です。例えば、一番上の多摩地域を見ますと、1人世帯だと719.7gですが、5人世帯になると1人当たりの排出量が472.7g、他の地域も同じ傾向を示して

います。単身世帯になるとごみ量は1人にかかってきますが、世帯人数が増えるとそれだけ共同で使用できるものも多いのでごみの量が減ってくるという結果になっています。ですから、他地域でも見られる傾向で、人口は減少傾向ですが、世帯数は増加傾向にあります。世帯構成人数が増加すれば、ごみの排出量は減少し、世帯構成人数が少ないほど1人当たりのごみ量は増加するという傾向にあります。ごみを排出する市民1人1人がごみを減量するという動機づけにつながる制度構築が必要になってきます。排出量に応じた負担となるよう、公平性が確保される制度であることが考えていく必要があるということです。【参考18】本市における組成分析結果について、先ほど大阪市における組成分析、家庭系、事業系を示しました。本市における平成24年度の組成分析の結果です。これは家庭系ごみだけになりますが、可燃ごみの中に含まれる資源化可能なものが28.3%という結果がでています。その内訳は、紙類が6.9%、ペットボトル0.5%、プラスチック製容器包装9.0%、雑誌3.4%、資源物0.4%、新聞・本・雑誌・広告8.1%。量にして49,450tで、その内14,000tが資源化可能ということです。適正に分別されることによって14,000tが減量可能であるという資料です。

次に11ページをご覧ください。家庭ごみの有料化の仕組みの比較についてです。家庭ごみの有料化の仕組みは、「単純従量制」と「超過量有料制」があり、それぞれに長所と短所があります。まず「単純従量制」について。長所はごみの排出量に応じてごみ袋を負担するシステムで、排出者全体を対象とするため、排出抑制効果が大きく排出量に応じた負担の公平化が図られます。短所は、ごみの減量に努力している市民に対しても一定の負担をしてもらうこととなります。

次に「超過量有料制」について。長所は、ごみの排出量が一定量を超えると排出量に応じて一定割合を負担するシステムで、多量排出者と少量排出者の費用負担が明確であり、ごみの減量に努力している市民の負担が減る仕組みとなっています。短所としては、一定量までは無料(または低額負担)であるため、住民基本台帳とのリンク等により世帯に応じた配付枚数を正確に把握することが必要となります。また、一定枚数を無料(または低額負担)にすることから容易に指定袋を手に入れることが可能であるため、減量効果は薄いと言われております。

以上、簡単に両者についてご説明しましたが、当然どちらか選択していく必要があります。可燃ごみのみを有料化したと想定して12ページ以降に試算を示しています。

単純従量制について。基本計画による減量目標達成の焼却量35,803tを、見かけ比重(容積密度を「1」とした場合の実際の重量割合)を0.13とした場合、275,408千円、これを45%のごみ袋7割を排出しているの見込むと、8,743千袋が排出されるという結果となります。1袋45円と試算して、8,743千袋を掛けると393,435千円の歳入見込みが出ます。ここに袋製作費・流通経費が1枚当たり5円と試算して、そこに販売手数料を考慮すると、83,059千円の歳出がかかると見込まれます。以上の歳入と歳出を差し引きしますと、310,376千円が市の収入見込みとなります。

次に13ページ、超過量従量制を導入した場合。2段階バージョンとして、袋については一定量無料、もしくは低額負担ということで書かしていただいたが、一部指定袋超過量でも低額負担ということで試算すると、歳入として8,385千円、これは定額負担、歳出については、袋製作・流通費、小売店販売手数料を除かれて47,729千円の歳出が見込まれます。差し引きが36,126千円、定額負担していただければ歳入が確保できるということになります。

14ページは、通常バージョンとして一定量は全くの無料の試算です。こちらは歳入40,140千円、歳出47,729千円かかってくるので、この超過量でいきますと歳出が歳入を上回る形になります。単

純と超過量とそれぞれのメリット、デメリットがある中で、費用負担については先ほどの減量と負担割合が連動する形になると思います。八尾市においても減量すれば費用負担が減りますが、他市がそれ以上の減量を進めれば負担も増えてくるという状況の中で、減量についても、費用負担についても考えていく必要があります。これに関して諮問の中でも減量するというお話がありましたが、その点も含めてよろしく願いいたします。

○会長

後半の資料説明に対する、数字の見方等に関しての質問を受けたい。9 ページ、配付対象世帯人数が 294,572 人というのは市の人口よりも多くなっている。それは住民票を移しておられないとか、お引越しされて手続きされていないとかの事情があるかも知れない。

○委員

9 ページの【参考 14】について教えていただきたい。指定袋配付謝礼、作成・配送委託料とあるが作成委託というのはどんな形で委託されているのか。

○事務局

一般競争入札で委託しています。

○委員

同じく 9 ページの【参考 14】「その他」項目の中身を教えていただきたい。

○事務局

「その他」は実務に係る用紙代などの事務経費です。

○会長

9 ページの一番下【参考 16】のグラフは、下が 0 でなく、大きい数字の変化の部分だけを強調してみせる図になっているので、見誤らないようにしたい。数値の変化はそんなに大きくない。0 から始まるグラフだとここで見る印象とは違ってくる。

12 ページ、単純従量制のところで見かけ比重 0.13 という数字を使われている。見かけ比重は、空隙がたくさんあっても空隙分も勘定して、容積あたりの重さが見かけ比重である。0.13 という数字はどこから算出したのか。

○事務局

組成分析から試算した数値です。

○会長

そうするとこれは現状の数字である。今日、この審議会に来る途中で資源ごみが収集されているのを見たが、中身の少ない、すかさかのごみ袋が多かった。今はごみ袋無料なので、週に 2 袋は使えるから中身が少なくて出そうということになるのではないか。京都市は見かけ比重 0.2 と書いているが、京都市は有料化しているので、排出する方からしたら、なるべく一袋にたくさんぎゅうぎゅうに詰めて出そうという考え方が働く。同じ嵩でもふわっとごみを入れるか、ぎゅうぎゅうに詰めるかで見かけ比重が変わると思う。将来の推計をするときに現状の 0.13 を使うとちょっと変かも知れない。

資料の説明が理解できたという状況で、これから案件についての討議を進めていきたい。

途中、現状についての確認をした部分を論点として何を話さないといけないか。資料 1 ページ、「今後の検討項目」で、前回からの流れの整理を事務局でしていただいた。「共通認識」として有料化を実施する必要があると前の審議会で言われている。市民の間で公平、不公平考え方のちがいかぎ



ヤップがある、八尾方式ということが何かできないかというのが前回までの話の振り返りである。これから、何を考えていかなければならないか、有料化の仕組み、有料化の対象としてどこまでの範囲を有料化の対象とするのか、資源ごみの袋代はどうするのかなど、それから手数料の料金体系、単純従量制、超過量有料制、やり方の仕組み。また、町会との関わりをどうするか、手数料をどうするか、指定ごみ袋の種類は現在 1 種類であるが、何種類にするか、これはかなり先走った話ですが、30ℓの袋が使いやすいか 10ℓくらいの小さい袋が使いやすいと思っているのか。もし有料化して収入があれば、使い道をどうするかなど、そういう検討項目がありますよということだが、この件について、もっとこんなことが必要であるとか、これは先走り過ぎだとかということを今確認しておきたいので、ご意見を伺いたい。

#### ○委員

以前は建替えという大きな目標があったので、その目的のために有料化するというすごく説得力のある目標があったわけだが、それがなくなった場合、なぜ有料化にするかがちょっと見えてこないのではないかと。消費税を来年の 4 月から上げるといふのとよく似ている気がする。市民にきちんと納得のいく説明ができるのか心配であるので、その辺りを議論した方がいいと思う。

#### ○会長

有料化の理由、それを議論する。それも含めたいと思う。他に論点としてご意見はあるか、今までの議論の積み重ねもありますので、これらについて中身を詰めていきたいと思う。有料化の理由をまず押さえておかないといけない。一番引っかかってくるのは資料の 4 ページの一部事務組合化というところ。施設を建てなくていいわけではなくて、いずれは八尾工場も更新しないといけない。建替えのときには八尾工場がなくなって、大阪市内の工場にごみを運ばないといけない。その時の建替え費用を負担しないといけないし、逆にいえば、大阪市内で工場を建て替えるときにはその費用を負担しなければならない。今までのような建替え費用の負担がなくなったわけではないということもまず確認したい。その上で、ごみ処理に相当の費用が掛かるし、減量が必要なのではないかとというのが 4 ページ以降の資料の内容になってくるかと思う。特に 8 ページの先ほどの負担割合の話、この辺を見つつ、有料化の理由について、ご意見をいただきたい。

#### ○委員

一般的に普通に考えたら、競争原理が働いて、他市が減量すれば八尾市の負担が増える、そうなった場合に市民に対して、どう減量しなければいけないか知らせて、それに協力してもらうかと競争原理がなぜ起こるか説明しないといけない。私たちはこの審議会でも説明を受けているが、一般の市民は知らない。無料でずっとごみ袋をもらって、会長からご指摘があったように、ごみが出すときは、すかさずのごみ袋を出していることを私たちは常に見ている。私たちは、プラスチックごみは邪魔でも家に溜めている。この審議会に参加している限り、それは当然だと思っている。ごみがいっぱいになるまで出さないという生活をしているけれど、よその家では 1 つだけ入っている袋でも出している。八尾市の負担が増えるから、そんなごみの出し方をしないようにという広報の仕方をしないと、八尾市の方々は、今まで楽なごみの出し方をしている。しっかり議論したいと思う。

#### ○会長

事務局サイドとしては、その解決策としての有料化を提案されているということだと思う。

#### ○副会長

大阪市や松原市のごみの量と、八尾市のごみの量の比によってごみの処理費用が若干変わってくるという話もちろんあるが、今のごみがどこにいつているかを考えると、焼却しても全部はなくなるので、2割くらいのものが大阪湾フェニックスの埋め立て処分場に埋め立てられている。ところが、そのごみの処分場は平成39年までで満杯になる。その後どうするかは、まだ何も決まっていない状態で、私たちはごみを捨て続けている。さらに考えると、もし平成39年以降にまたもう一つごみの処分場を大阪湾に作るとして、だんだんその方式でやっていくということは、長い先には、大阪湾はごみで全部埋まってしまう。そういう方式を今私たちは採っているということ。今のごみの量は、将来の世代のためになるべく減らしていけないといけないということが一番の前提にあって、その次に有料化の問題がある。

#### ○会長

有料化という方式を採らないでごみが減れば、一番それがいいのかも知れない。ですからもっとフリーにアイデアがあれば委員の方に出していただきたい。とはいえ、今、大分出尽くしているかも知れない。八尾市は、今まで指定袋を無料で配付している特殊なやり方をしていた。それが変わるタイミングかと思う。その辺はこの審議会のメンバーで合意が図られていると考えていいのか。それが変わらなくてはいけない。その次に有料化はどうするか。

指定袋の無料配付をやめるか、袋相当分の費用負担をするのはまだ有料化とはいわない。神戸市役所がそれをいつている。検討項目でいくのがいいか。9ページの現在の指定袋についての確認をして、ここをもうちょっとこう変えたらどうかという意見をいただきたい。例えばごみ袋の大きさはこんな風がいいとか。単純従量制か超過量有料制かの議論はまだ置いておいて。

#### ○委員

どうしても指定袋を使わなければいけないのか、一般の普通の袋でラベルを張って収集すると、役所内の管理も少なくなると思うし、経費がかなり削減されるのではないかと思う。家族の多い家庭も少ない家庭も同じ袋の大きさなので、大小分けとけばいいのでは。大きい袋だと小家族の場合いっぱいになるまで長い間ごみを保管していかないといけなくなる。その辺も合わせて考えていただければ。

#### ○会長

シール制は、シールの作成に費用がかかり、剥離紙もごみになる、シールも配らないといけないので、他市でもシール制を採用しているところは少ない現状である。実験的に実施するのはありかもしれないが。

#### ○委員

ごみ袋だと量が多いが、シールだったら管理が楽だと思った。

#### ○委員

岡山市ではシール制を採っているところがある。1枚100円近くの費用が掛かっているし、名前も書くようなシステムになっている。

#### ○会長

シールを1人に対してどれくらい負担してもらうのか。八尾市も処理にかかっている費用を全部徴収すると100円、200円かかるかもしれないが、そこは全部負担じゃなくて、袋代プラスアルファ、減量の努力をするくらいの金額である。例えば袋の大きさとかはどうか。

○委員

袋の大きさは、2種類か3種類がいいのではないか。40ℓ、20ℓ、10ℓとか、または40ℓ、20ℓとか。可燃ごみとプラスチックとペットボトルこの3種は有料で、埋立と複雑はあんまり出ないと思うので無料でいいのではないか。

○会長

今ごみを出されていて、これは大きいとかとか小さいとか感覚をお持ちだと思う。事務局の方で、みなさんの聞き取り票を作れたらいいのではないか。後日その結果を聞かせてもらえたらと思う。

○委員

議論の内容が、ごみを減らす、ごみ袋を便利にするとかいうのではない。お金が必要でなかったら、ごみの減量をどうするか。現状のままで2年間いく、2年後に10%下がっていなかったら単純従量制を採用するというような提案を市民にする。平成27年の9月に10%減っていれば有料制は導入しないという提案の方がごみの減量につながるのではないかと思う。

○委員

いろんな問題があると思うが、われわれが手本とするのは、京都市がやっていること。有料化したとたん20%減量した。京都市は4種類のごみ袋で、年間70億円歳入がある。市の財源として運用されている。市民に与えられたごみ袋は余ったら京都市が買い戻してくれるのかと質問したら、市は買っていただくわけで買い戻すとか考えていませんとのこと。八尾の場合も、目的を金額で示してこうなったらこうなるということを説明すると市民も納得するのではないか。

○委員

事務局に確認したい。焼却工場の建替えにお金がかかることから有料化の議論は始まった。大阪市と松原と広域で処理することになって、単独での建替え費用はいらなくなった。片方で大阪市9工場から6工場に処理していくという計画が出されている。将来的に八尾工場の耐用年数も38年から40年何に伸びたということだが、6工場に維持するにあたって、八尾工場が必要なのか、どうなのか、大阪市内の工場だけで賄えるのであれば八尾工場は必要ないという話になる。そうなれば、ごみの収集も含めた抜本的な見直しも将来的に必要なようになってくる。八尾工場を存続させるという前提での一部事務組合なのか確認がとれているのか。あと、現行の指定袋制度、何らかの形の改善をしていく必要があると思う。平成8年から指定袋制が導入されて、定着している。袋の種類が多いが、少なくとも不燃系のごみ複雑、資源、埋立は必ず収集にくるので、3種の袋を作る必要があるのかどうか。現行では埋立のごみ袋はほとんど使われていない。配付したところで返却されるとか、流用することが難しいので、不燃系の袋を1種類にすることで流用もできますし、経費的に削減できるのではないか。ペットボトル、容器包装プラスチックについても1種類の袋でいいのではないか。容器包装プラスチックの収集が始まったことで、可燃ごみの嵩がだいぶ減っている。現行の40ℓの袋が必要なのかどうか。これを30、35ℓと小さくすることで原材料も含めた経費の削減につながるのではないか。そこらをまず取り組んだうえで、今後減量の取り組みをしていく。平成8年に市民との協働施策とすることで8種分別がスタートした。その時は自治会に非常に協力を得ながらやってきた。このままでは自治会の力は必要なくなってくることに確実につながる。地域分権とかいいながら、一番大切な、生活に密接に関わるごみの問題を、町会を含めて協力しながらやっていくことの基本的な考え方はどうなのか。有料になれば、町会で配付してもらわなくても販売店で販売する方が一番効率的となる。1ページにも書かれていたような八尾市と町会との関係に重きを

置いて有料化に対して取り組むのと話が変わってくる。事務局の考えを確認していきたい。

○会長

今のご意見は、審議会の中で合意が図られていると思う。この場合は、ある程度まとまった形で審議会からこういうふうにはあるべきだと事務局に対しての意見を言う場である。現在市がこうしたいと確認するのも必要だが、八尾市がこうありたいということを審議会で出したいと思っています。事務局の考え方を聞くというのは逆かと思う。こちらからこうしたらと提案していくということ。

○委員

今の発言は、僕なりのこう思っているという意見で、発言の仕方がまずかった。袋の改善をどう考えているのか、お聞きしたい。

○委員

この審議会、昨年からずっと続けてきて、確かに難しい。こうすれば逆のデメリットがでてくる。絶対こうだと申し上げにくい。可燃のごみ袋を前期 52 枚、後期 52 枚配付している。私は、仕事柄コミュニティセンターに頻繁に行っている。そこでいろんな人と地域の仕事をしているが、窓口を追加のごみ袋を申請に来る人がすごく多い。申請して、窓口でどういう理由で追加したいか書いている。どんな理由かわからないが、とにかく多い。半日で4～5人来ることもある。時に半分くらいの量でごみ袋を出しておいて、追加をもらいに来ている人もかなりいるのではないかと。ごみの減量化を目指すことと、八尾市のごみ処理費用 12 億という持ち出しという現状がある。追加申請については認めない、それを早急にやるのが大事ではないか。追加袋は自己負担とすれば、排出に気を配って、減量化の方向に各世帯工夫するのではないかと。その後、焼却場の問題とかいろいろあるので、今年度内に結論を出すのはどうかと思う。焼却場もいつまでも負担がないわけでない。いつかは負担しなければならない。町会加入のメリットが生きてくるのか混沌としているのが現状である。

○会長

今のご意見、町会についてどんな関わりをすればいいかということについてアイデアがありましたらお聞きしたい。配付の人口が多いということは、現在は管理がきちんとできていないということ。追加でもらっていく人の理由が公平ではないということもあるのかも知れない。どうやったら公平性が保てるか、ごみ袋を無料で配ると、市がごみを出してもいいというメッセージを発信していると捉えられるのではないかと。袋がもらえるのはコミュニティの一員として働いている人がもらえるというメッセージだといいいのだが。全量 100 袋でなく、半量とかをコミュニティに参加してる人はもらうようにする。コミュニティ参加の意味にみんなが気付くくらいの量、みんなが気付くくらいの金額を払うようにするというのが八尾らしいのではないかと。

○委員

元々、指定袋を導入した経過は、指定袋を無料で配付しますが、指定袋で排出しないとごみは回収しませんよ、だけど枚数制限はします、が趣旨だった。追加で必要な分は出張所なりで配付しますが、細かく理由も聞いて減量の指導もしますということでスタートした。しかし追加袋の申請がだんだん緩くなっている。ごみ減量すれば、45%の袋も必要でなくなっているし、35%にして指定袋の追加については、今以上に厳しい制限をかけて、有料にして高い金額を設定するしかないかと思う。スーパーで売っているような袋が蔓延すると、慣れてしまうので、八尾の分別の種類を

守っていただくためには指定袋制は必要であると思う。

○副会長

分別の仕方については市民が非常によくわかっていて、排出指定日にはその種類のごみをちゃんと出せるような状態になっているということなのか。だとしたら、八尾市というごみ袋が1種類でもいいのでは。ちなみに私は尼崎市民ですが、指定袋制でコンビニやスーパーでごみ袋を購入する。もやすごみ、ビン・缶などどんなものも同じ袋を使用して、指定された排出日に出すようになっている。八尾市も最初はこんな風に分けて下さいと周知するために、細かくごみ袋を分けていたが、今はそんな必要はないとお感じになってらっしゃるのか。

○委員

間違ったものを出さないで収集しないので、大分周知している。すべて1種類ですんだら理想的だとは思っている。8割から9割は正しい分別に慣れているように思う。市の方からも毎年収集カレンダーをつけて配付している。

○会長

これは事務局が現状をよくご存じだろうが、中々踏み切れない部分もある。もしできたら、取り残しとかの件、どれくらい違うごみが出ているか現状を次回までに報告いただければと思う。

○委員

10 ページをご覧くださいと、資源ごみの量が28.3%含まれているという現実がある。やっと定着しつつある分別収集をまたもとに戻すようなことにするのは大きな問題がある。住民の意識の向上が大事。行政側としても、徹底した情報を流してこの資源化できるごみの量を少なくしていくことが大事ではないか。各家庭にいろんな市からの広報が届くが、一挙に10数枚の情報が回ってくる。町会を通じて各家庭に回覧となるが、最初の1ページはご覧になっても最後まで見る人は少なからうと思う。もう少し教育していただきたい。

○会長

いずれにせよ、周知広報が大事である。先ほどの町会との関わりということで、町会に入るのがメリットになるようにすればよいのではないかと。できるかどうかかわからないが、町内清掃など町会コミュニティのために活動している人がもらえる(全部ではなく一部のごみ袋)というようにしたらいいのではないかと。

○委員

有料化ということについては、やぶさかでない。現状ではプランターの土は埋立の袋に入れても収集しませんということになっている。有料にしたらプランターの土も収集して欲しい。

○会長

収集品目の見直し、市民サービスのありかた、収集しない理由というのはまた確認したい。本当は収集すべきものがある、それを収集されていないのであれば、きちんとするのが当然。私は奈良市民だが、この前までは剪定枝は可燃ごみに入れてはいけなかったが、この4月から少量だと入れていいと変わった。今後見直し検討していただきたい。

先ほどの意見について。2年後くらいまで目標設定してごみの減量をがんばってみて、できなかった有料化を導入するというご意見だった。その方式を、生駒市が導入し1年半くらいがんばってダメだった例がある。

○副会長

生駒市では、有料化の審議会の中で同じようなご意見が出て、まずやってみようということやってみた。しかし頑張る人は頑張るが頑張らない人は頑張らない。有料化をすれば、頑張りがたくな人も伝わる。お金払うのはいやだから減らそうとなる。有料化でなければ頑張る人はすごく頑張るが、トータルとしてはやはりそんなに大量には減らない。

○会長

目標を立てても、みなさんが一致団結してやるというところまで中々いかない。どこでどういうPRをするかという問題もあるが、PRする材料として指定袋がちょっとでも費用がかかるというメッセージは非常に有効ではある。みなさんの現在考えていらっしゃるご意向を言っていただいた。資料1 ページ目の一番下の「どこまでの範囲を有料化の対象とするのか」と「町会との連携をどのように図るのか」、「指定ごみ袋等の種類」この3つくらいについて事務局にお願いして、A4一枚程度で書ける調査票を回していただいて、現在どう思っているか、その辺のご意見をできましたら書いていただきたい次回の会議までに集めていただくということをお願いします。

「手数料の料金体系」と「手数料の設定」はみなさん一緒の場で議論を進めていかなければと思いますので。

○事務局

次回の審議会は11月を予定しています。日程は決まり次第ご連絡させていただきます。

資料送付は事前に、調査票も併せて送付しますのでご返信いただきますようよろしくお願いいたします。

○会長

次回までには一部事務組合のことも、もう少し話が進むと思う。そこも見据えて今後の議論進めていきたい。

5. 閉会